

大都市行財政制度特別委員会資料

- 1 指定都市の「平成24年度国の施策及び予算に関する提案
(通称:白本)」について
- 2 指定都市の「平成24年度大都市財政の実態に即応する財源
の拡充についての要望(通称:青本)」について
- 3 新たな大都市制度の検討について

平成23年6月21日

政 策 局
財 政 局

【提案項目（案）】

	提案項目	提案内容
	1 東日本大震災への対応及び震災対策に係る要請・提案	<p><東日本大震災への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安全確保、生活の安定を図るための支援措置 ・訪日旅行の需要回復やコンベンション誘致の取組強化、等 <p><震災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市が臨機応変に被災地支援を行える仕組みの構築 ・東日本大震災を踏まえての防災基本計画の速やかな見直し、等
税財政・大都市制度関係	2 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とするための実現
	3 大都市税財源の充実強化	個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲による大都市税財源の充実強化
	4 国庫補助負担金の改革（地域自主戦略交付金）	地方が担うべき分野についての国庫補助負担金の廃止と所要額全額の税源移譲
	5 地方交付税の改革等	地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことによる地方交付税総額の必要額の確保
	6 新たな大都市制度「特別自治市」の創設	現行の指定都市制度を抜本的に見直し、大都市が道府県の事務も含め、地方の事務とされているもの全てを一元的に担う大都市制度「特別自治市」の創設
	個別行政分野関係	7 生活保護制度の抜本改革
8 医療保険制度の抜本的改革		安定的で持続可能な医療保険制度の構築のため、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革の早期実現
9 全額国庫負担による子ども手当制度の実施等		子ども手当制度の実施に係る費用の全額国庫負担及び地方の意見を反映した本年10月以降の制度設計
10 待機児童解消施策の拡充		保育所整備に係る費用の税源移譲及び税源移譲が行なわれるまでの保育所整備に係る財政措置の延長・拡充
11 介護保険制度の円滑な実施		介護従事者の人材確保対策並びに保険料及び利用料の軽減等の低所得者対策の実施
12 予防接種制度の充実と財源措置		子宮頸がん予防ワクチン等の定期接種化、ポリオの不活化ワクチンの早期導入及び定期接種に対する財源措置
13 妊婦健康診査公費負担制度の今後のあり方		妊婦健康診査公費負担制度の継続実施に必要な財政措置の早期決定及び全国一律の妊婦健康診査制度の早期確立
14 県費負担教職員制度の見直し		県費負担教職員制度に係る包括的な権限の指定都市への移譲及び必要な財源の税源移譲による措置
15 緊急雇用創出事業等の拡充		「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」の事業期間延長及び交付金増額

<参考資料1：平成24年度国の施策及び予算に関する提案(案)>

2 指定都市の「平成24年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

(1)「青本」による要望を実施する必要性・背景

ア 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」とは

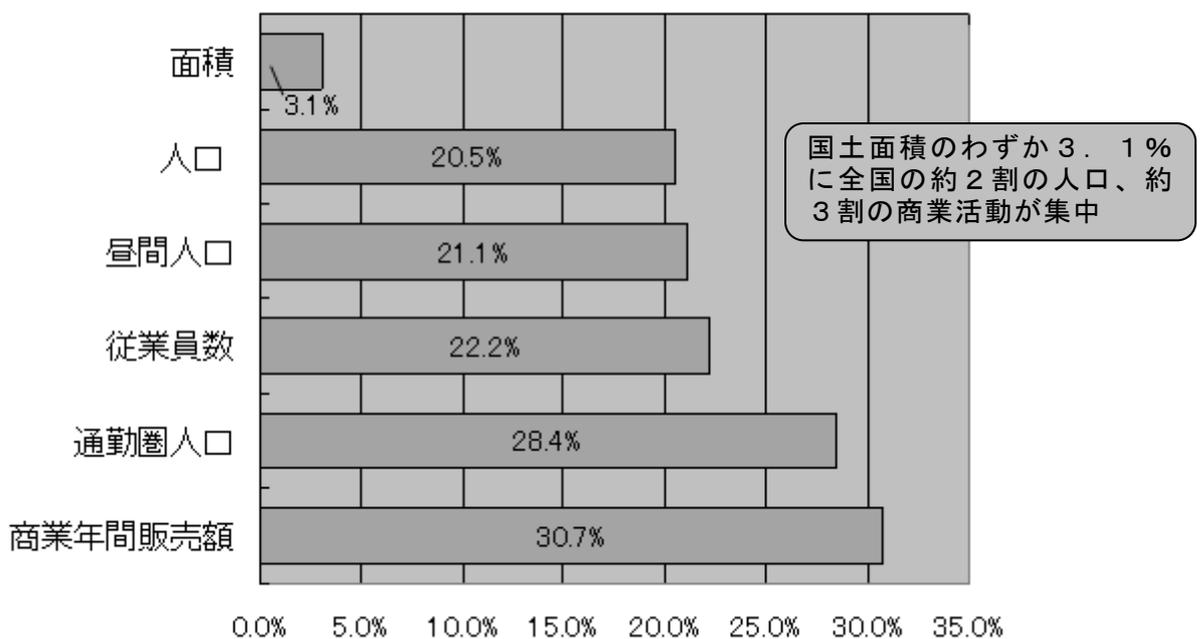
「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」は、大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、税財政制度の改正に関して、指定都市市長・議長の共同要望としてまとめているものである。主に年末の国予算の編成や税制改正に向けて、例年10月から11月に、幹事市の市長・議長による要望や、各指定都市の担当委員会委員による党派別要望を実施している。

イ 大都市の実態

(ア) 大都市の特性

指定都市の面積は全国の3.1%にすぎないにもかかわらず、全国の2割もの人口が集中し、商業活動も全国の3割を占めるなど、わが国の中枢を担っている。

[グラフ1] 【指定都市の全国シェア】



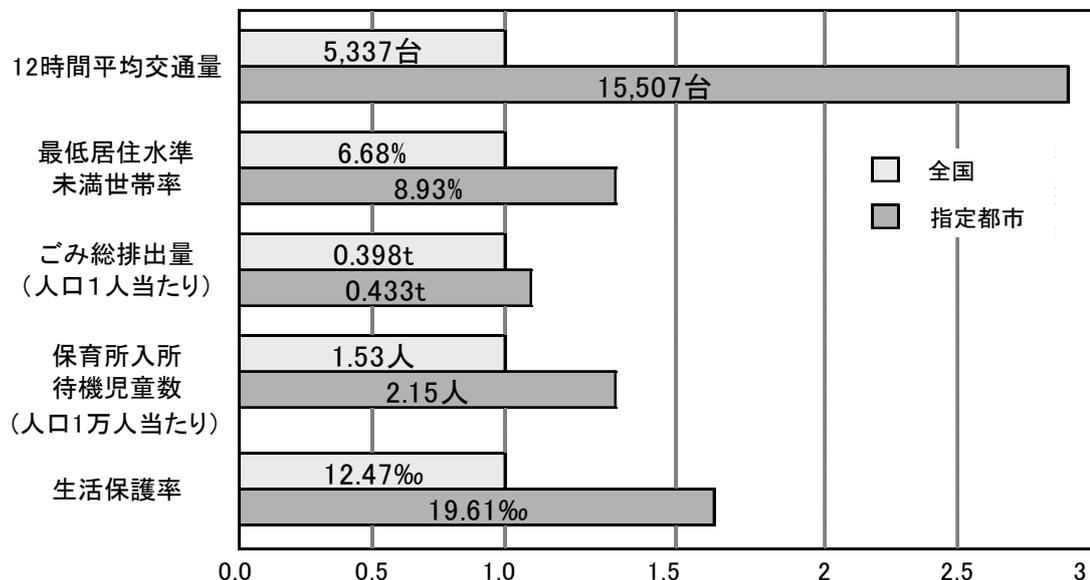
各種統計より作成 通勤圏人口は5%通勤圏人口

(イ) 大都市の課題

大都市への人口・商業活動の集中の結果、交通量や低い居住水準などの経済・生活インフラなどの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、福祉などの社会的課題が生じている。

[グラフ2] 【都市的課題の例】

*各種統計より作成

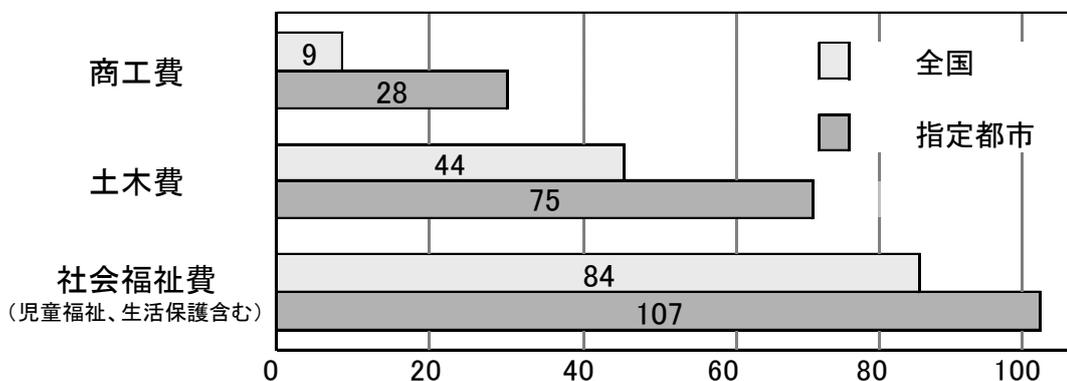


ウ 大都市の財政需要

指定都市への人口や商業の集中は、法人のための需要や、都市インフラの整備・維持等の需要を発生させ、企業活動支援や道路・公園・下水道などについて、高水準の整備が必要となっている。この結果、商工費や土木費は全国平均より大幅に多い支出となっている。

また、市民生活の安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの都市的課題や保育所等の需要に対応するため、福祉関係の支出も全国平均より多くなっている。

[グラフ3] 【一人当たり歳出額の例】



※平成20年度 市町村別決算状況調

エ 現状の国・地方の税源配分等における課題

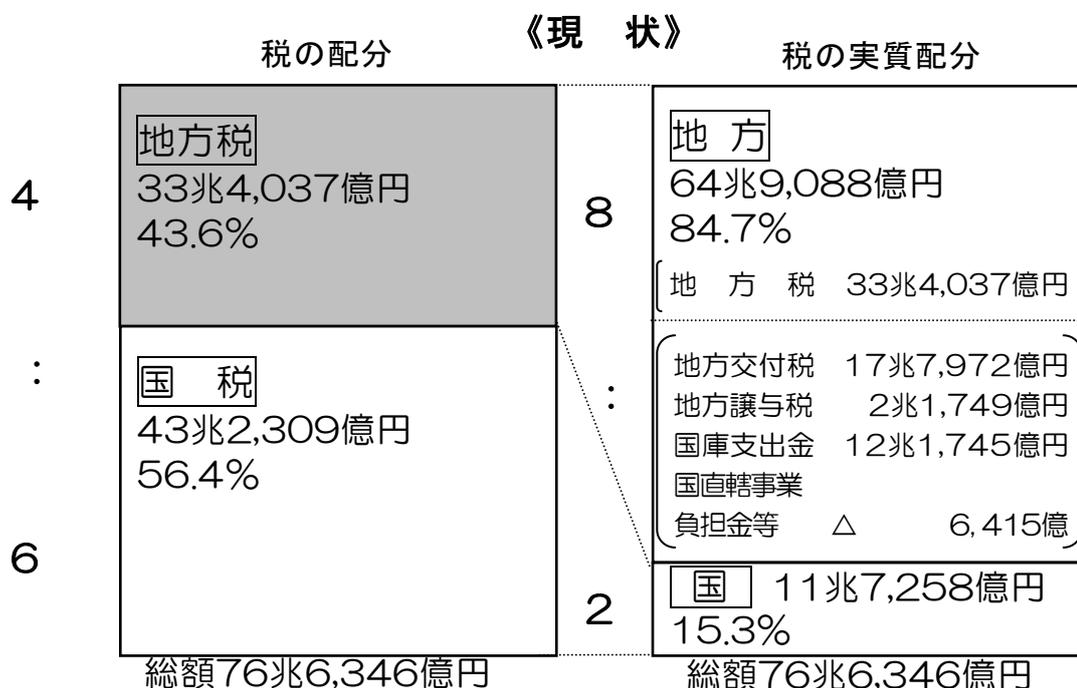
(ア) 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」では2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

このため、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るため、地方消費税の配分割合の大幅な引き上げなど、基幹税からの税源移譲を行うことにより、国・地方間の「税の配分」を、まずは5：5とすることを目指さなければならない。

○ 国・地方における租税の配分状況（平成23年度）



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

(イ) 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。

◆税の配分状況(平成23年度)

1 個人所得課税

区分		国の予算額又は地方財政計画額	配分割合
国	所得税	134,900 億円	54.7%
道府県	個人道府県民税	43,985 億円	17.8%
	個人事業税	1,886 億円	0.8%
	小計	45,871 億円	18.6%
市町村	個人市町村民税	66,023 億円	26.7%
合計		246,794 億円	100.0%

2 消費・流通課税

区分		国の予算額又は地方財政計画額	配分割合
国	消費税・揮発油税・酒税等	179,032 億円	73.5%
道府県	地方消費税・自動車税等	55,217 億円	22.7%
市町村	軽自動車税・入湯税等	9,311 億円	3.8%
合計		243,560 億円	100.0%

3 法人所得課税

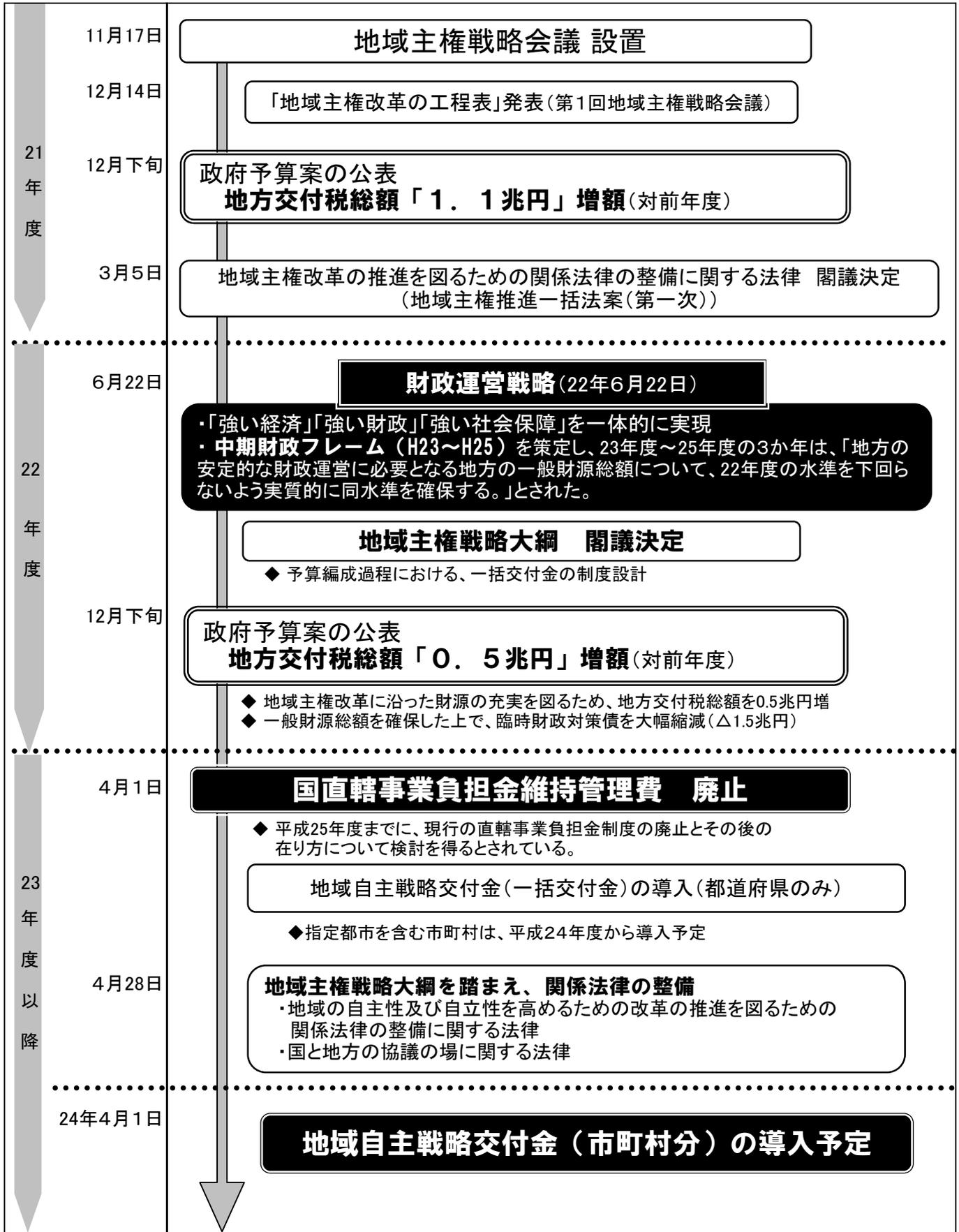
区分		国の予算額又は地方財政計画額	課税標準	表面税率	実効税率	配分割合
国	法人税	77,920 億円	法人所得	30.0%	28.0%	70.8%
	地方法人特別税	15,657 億円	法人事業税額	148.0%	4.0%	10.1%
	小計	93,577 億円			32.0%	80.9%
道府県	法人事業税	21,470 億円	法人所得	2.9%	2.7%	6.8%
	法人道府県民税	4,839 億円	法人税額	5.0%	1.4%	3.5%
	小計	26,309 億円			4.1%	10.4%
市町村	法人市町村民税	12,395 億円		12.3%	3.4%	8.7%
合計		132,281 億円			39.5%	100.0%

なお、6月9日には、安定的な社会保障財源の確保等を求め、「社会保障と税の一体改革」に関する指定都市市長会緊急要請を発出しました。

「社会保障と税の一体改革」に関する指定都市市長会緊急要請 H23.6.9(抜粋)

- ① 社会保障改革に伴う費用推計にあたっては、地方単独事業には実質的に全国的な制度として行われているものが多く含まれていることを踏まえ、これらを含めた社会保障サービス全体として給付と負担に関する把握を行い、国・地方を通じて安定的な財源を確保すること。
- ② 社会保障サービスは、国及び地方で提供されていることを踏まえ、消費税を引き上げる際には、国の不足分のみで充てることなく、地方消費税・地方消費税交付金の拡充を図り、地方行政を安定的に運営するための財源を確保すること。
- ③ 消費税を目的税化する場合においては、その一部が地方固有の財源である地方交付税の原資という現状を十分踏まえ、地方行政の運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。

(2) 税財政に関する国の動向



(3) 平成23年度要望項目のうち、継続して要望が必要と考える事項

税制関係

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- ・ 消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること
- ・ 国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと
- ・ 地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

- ・ 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること
- ・ 特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

- ・ 道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること

財政関係

1 国庫補助負担金の改革

- ・ 国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること
- ・ 地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと
- ・ 一括交付金は、税源移譲までの経過措置とすること

2 地方交付税の改革等

- ・ 地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること
- ・ 国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること
- ・ 地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること

(4) 要望の進め方及びスケジュール

ア 進め方

政府、各政党及び衆参両議院総務委員会に対し、国予算の編成や税制改正の審議等が本格化する時期に実施。

イ スケジュール

(ア) 青本の作成

時 期	内 容
8月中旬	財政担当局長会議において原案確定
9月	各都市において市長、議長決裁

(イ) 税財政関係特別委員会 委員長会議

時 期	内 容
10月中～ 下旬	党派別要望行動の協議、決定

(ウ) 要望行動

時 期	内 容
10月中～ 下旬	幹事市（さいたま市）による内閣府・総務省・財務省への要望
	幹事市（さいたま市）による衆参両院総務委員会への要望
11月中～ 下旬	党派別要望

なお、「青本」や「白本」による要望のほか、必要に応じて「指定都市市長会緊急意見」を発出するなど、国等の動向を見ながら効果的な要望を行う。

3 新たな大都市制度の検討について

1 これまでの経過と今後の予定

時期	本市の取組		参考：国等の動向
	当局	市会	
21年1月 2月	○横浜市大都市制度検討委員会「新たな大都市制度創設の提案（最終報告）」 ○横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会「日本を牽引する大都市ー『都市州』創設による構造改革構想ー」を提言		
21年9月 22年1月 5月	○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」第1次素案を市会へ説明 ○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」修正素案を市会へ説明 ○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」《基本的方向性》を公表 ＜⇒項目2（裏面）で説明＞	○特別委員会（第1次素案の検討） ○特別委員会（修正素案の検討） ○特別委員会（最終委員会・報告書確定）	○地方行財政検討会議設置（22年1月） ○地域主権推進一括法案（第1次）提出（3月） ○指定都市市長会「特別自治市」構想発表（5月）
22年5月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 23年1月 2月 3月	○近隣自治体への説明（8月まで） ○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」《基本的方向性》に基づき国・経済界へ要請・提案活動（9月まで） ○新たな大都市制度における広域連携・財政調整に関する研究会設置 ○新たな大都市制度における広域連携・財政調整のあり方論点整理 ＜⇒項目3（裏面）で説明＞	○特別委員会（検討テーマの選定） ○特別委員会（検討テーマに係る検討） ○特別委員会行政視察（大阪市・堺市） ○特別委員会（検討テーマに係る検討） ○特別委員会（報告書案検討） ○特別委員会（最終委員会・報告書確定）	○地域主権戦略大綱（6月） ○「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」（6月） ○出先機関廃止に係るアクションプランの策定（12月） ○「地方自治法抜本改正についての考え方」策定（23年1月）
23年6月 7月	○国等への要請行動・市民へのPR（随時） ○周辺自治体との連携について協議 ○指定都市市長会白本要望 ○大都市自治に関する有識者研究会（仮称）設置		○地域主権推進一括法第1次成立・第2次提出（4月）

2 新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

【⇒参考資料1（概要）・参考資料2（本文）のとおり】

第1章 新たな大都市制度創設の必要性

第2章 新たな大都市制度創設に向けた基本的姿勢

- 1 国の成長拠点となる大都市をつくる
- 2 地方全体を支え、他地域と共生する大都市をつくる
- 3 大都市行政課題を有効に解決する
- 4 分権型社会にかなう大都市自治を拡充する
- 5 簡素で効率的な行政を実現する

第3章 新たな大都市制度提案の基本的枠組み

- 1 広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体
- 2 水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政
- 3 役割・仕事量に見合った公平な税制
- 4 住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

第4章 実現に向けた取組方針

- 1 国の動向に合わせた提言の発信
- 2 他の指定都市、市町村、府県、国との議論

3 新たな大都市制度における広域連携・財政調整のあり方論点整理

【⇒参考資料3（本文）のとおり】

(1) 目的

現行の府県との関係を前提に、大都市が広域自治体から独立した場合に、当該広域自治体及び周辺市町村の事務執行、財政面などにどのような影響があるかについて、客観的に検証すること。

(2) 論点整理の概要

ア 広域連携

- 大都市が広域自治体から独立しても、圏域の中心都市として周辺自治体の行政サービスに支障が生じないように、積極的に水平的・対等な広域連携を推進していくべき
- 周辺の基礎自治体との広域連携に際しては、各自治体の財政力、行政サービス水準、広域連携のニーズを考慮した上で進めていくことが必要

イ 財政調整

- 大都市が府県から独立する場合は、地方交付税制度をはじめとした地方税財政制度全体に影響を与えることになる。仮に全国的な制度に影響を与えない前提で財政調整を議論するのであれば、それは府県や府県下市町村の財政的影響への対応のあり方を検討することになる
- 横浜市が県から独立し、市域内の県税を徴収する場合に、県の税収や県下市町村への県税交付金にどのくらい影響を与えるか等について検討することが必要